

# 希少野生動植物（アカモズ）の指定について

自然保護課

## 1 令和6年度 希少野生動植物の指定種

種名：アカモズ *Lanius cristatus*

亜種名：アカモズ *Lanius cristatus superciliosus*

長野県版レッドリスト（2015）絶滅危惧 I B 類

環境省版レッドリスト（2021）絶滅危惧 I B 類

国内希少野生動植物種（2021年1月指定）



アカモズ

撮影：原 星一氏

## 2 種の概要

### (1)特徴

スズメ目モズ科。全長 18～20cm。5月頃に日本に渡来し、日本で繁殖し9月に飛去する。冬はインドネシアの島嶼部に渡り越冬する。主に昆虫や小動物を採食する。

### (2)分布

かつては東日本の広い範囲に生息していたが、その分布域は過去 100 年間で 1 割以下に減少。2019 年時点で生息が確認されている道県は、北海道、長野県、山梨県のみ（Kitazawa *et al.* 2020）。アカモズは丘陵帯から山地帯の丘陵地、低山地の明るい林やまばらに木の生えた草原を好むとされ、長野県ではその環境に近いものが残っている中信地方や南信地方の果樹園にのみ生息が確認されている。

### (3)絶滅危惧の要因

アカモズの推定個体数は全国で 332 羽と極めて少ない（Kitazawa *et al.* 2020）。県内でもここ数年で激減。主な繁殖地である果樹園での繁殖状況の悪化（以下①②）が減少の一因となっている可能性が指摘されている。

#### ①捕食者による繁殖失敗

人里に位置する果樹園には、ネコやカラス、外来種であるハクビシンなどの捕食者が多く生息しており、卵や雛の捕食・巣の落下が発生してしまい、繁殖失敗が個体数減少の原因となっている。

#### ②人為的事象による繁殖失敗

食性が異なるため、果樹園の果実を食べることはないが、果実をつつくとの誤解から、農業従事者の手でアカモズの巣が落とされてしまうことがある。

## 3 希少野生動植物指定区分等

### (1)指定区分(案)

特別指定希少野生動植物（長野県希少野生動植物保護条例第 8 条第 1 項）

### (2)指定理由

アカモズは、絶滅の恐れが高いことから対策が急務。（条例第 2 条第 1 項(1)～(4)及び第 3 項に該当）

### (3)指定効果

- ・捕獲・採取・殺傷又は損傷を禁止し、保護を図る（条例第 13 条第 1 項）
- ・保護回復事業計画の策定（条例第 31 条）による保護活動の主体や手法の明確化

## 4 検討体制

本事案について専門の事項を調査、検討するため、長野県環境審議会に有識者や実務者等から構成される専門委員会を設置したい。

## 5 保全に関する今後の対応

特別指定希少野生動植物に指定後、地域の主体的な保護活動の指針となる「保護回復事業計画」を R7 年度中に策定し、国（環境省）・関係保護団体等・庁内関係部局（農政部）と連携して保護に取り組む。

本件に係る答申及び保護回復事業計画の策定までのスケジュールについては、別表参照。

## 6 引用文献

Kitazawa M., Senzaki M., Matsumiya H., Hara S., Mizumura H., 2020. Drastic decline in the endemic brown shrike subspecies *Lanius cristatus superciliosus* in Japan.

*Bird Conserv Intl* 32: 78-86.

## 7 別表 希少野生動植物指定手続き・スケジュール（案）

年度	令和6年度						令和7年度										
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
区分	特別希少野生動植物種の指定						保護回復事業計画の策定										
環境審議会	諮問 (指定)					答申 (指定)	諮問 (保護回復 事業計画)					中間報告 (保護回復 事業計画)					答申 保護回復 事業計画
希少野生動植物 保護対策専門委員会					○ 専門委員会			○ 専門委員会		○ 専門委員会							
指定等の手続き			← 県民意見 の募集 1か月 →			県報告示 (指定)						← 県民意見 の募集 1か月 →					県報告示 (保護回復 事業計画)